

○豊山町行政改革推進委員会設置条例施行規則

平成9年9月30日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊山町行政改革推進委員会設置条例（平成9年豊山町条例第12号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、豊山町行政改革推進委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次の各号に定めるもののうち、町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 会社経営者
- (3) 農業従事者
- (4) 労働団体役員
- (5) 女性団体代表
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 委員会の会長及びその職務を代理する者は、各1人とし、任期は委員の任期とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、関係職員を出席させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。